

# 三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針

## 1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込みが増加している中で、施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させるという観点から、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づき各施設が「入所基準」を策定・運用することにより、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の主旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る委員会又は会議（以下「入所検討委員会」という。）を設置し、入所順位名簿を整備し、入所希望者の入所の決定を行うものとする。
- (2) 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。また、入所検討委員会には、施設外の第三者を参加させることが望ましい。
- (3) 委員会は、施設長が招集し、原則として月1回程度、その他必要に応じて開催するものとする。
- (4) 入所検討の経緯（4の（2）及び（3）による意見を含む。）は議事録にまとめ、2年間保管するものとする。

## 3 入所検討対象者

入所検討対象者は、入所申込者のうち介護保険法に定める介護認定審査会において要介護3～5と認定された者及び、要介護1又は要介護2と認定された者であって次に掲げる特例入所の要件に該当する者で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものとする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は虚弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## 4 特例外所に係る取扱い

- (1) 施設は、要介護1又は2の入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みにあって求めるものとする。
- (2) この場合において、施設は、入所申込者の介護保険の保険者である市町（以下「保険者市町」という。）に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例外所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。
- (3) 当該入所申込者が入所検討委員会における入所検討対象者となった場合には、本人の状況や介

護の必要性、家族等介護者の状況等について、改めて保険者市町に意見を求めるものとする。

## 5 入所順位決定基準

- (1) 施設は、入所申込受付に際し申込者全員について次に掲げる項目ア～ウを調査し、結果を別表1により点数化し、特養入所希望者調査票（様式1）（以下「調査票」という。）に記載するものとする。また、担当する介護支援専門員等により、入所希望者の状況等の情報提供を受けるものとする。（様式2）
  - ア 本人の状況
  - イ 介護の必要性
  - ウ 家族等介護者の状況
- (2) 入所順位は、(1)により点数化した結果が、概ね80点以上の場合は点数の高い者を上位とし、当該点数未満の場合は入所申込受付順位とすることを原則とする。（この点数については、各施設の入所検討委員会で決定するものとし、原則として1年ごとに見直すものとする。）
- (3) (2)にかかわらず、入所希望者の中で次に掲げる要件に該当する者は、定員に空きが出来次第、優先して入所させるものとする。
  - ①緊急性
    - ア 介護者による虐待・介護放棄が認められ、緊急の保護を要すると市町が認める場合
    - イ 災害時
    - ウ その他特段の緊急性が認められる場合
  - ②措置入所
- (4) 施設側に次に該当する事情が生じた場合には、必要に応じて入所希望者の入所順位を入れ替えることができる。
  - ①性別（同じ居室等に異性が生活していることが処遇上マイナスとなる場合）
  - ②重度認知症者（特養の重度認知症処遇の専門性維持・強化を理由とする場合）
  - ③要介護度（入所者の平均要介護度が施設の適正運営を維持できる範囲を超えた場合）
- (5) 入所一時辞退者については、順位を繰り下げるものとする。但し、本人の入院等やむを得ない理由により一時辞退する場合は、順位を保留するものとする。
- (6) 申込者の死亡、他の施設への入所等により施設への入所が不要となった場合には、申込者・家族又は介護支援専門員等により入所申込みの取消書を施設に提出させるものとする。（様式3～5）  
また、取消しに当たり、申込者の申込みの状況が不明な場合は、申込者・家族又は介護支援専門員等により、三重県医療保健部長寿介護課あてに申込状況を照会し、確認させるものとする。（様式6～9）
- (7) 入所順位の見直しは、原則として6か月に1回、その他必要（新規申込があった場合、介護の必要性及び本人の要介護度が変更になった場合等）に応じて行うものとし、直近に開催される入所検討委員会において入所順位名簿に反映させるものとする。
- (8) (3)～(5)に該当し、優先入所又は入所順位の繰下げを行う場合は、調査票にその旨を記載するものとする。
- (9) 施設は、申込者及び家族等に対して入所順位決定方法等についての説明を行い、調査票

の「説明確認欄」に確認署名を受けるものとする。

## 6 入所者の決定

施設は、入所順位名簿に基づき、入所検討委員会において入所者の決定を行うものとする。

但し、入所希望者に対し自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分に説明を行い、同意を得るものとする。

## 7 入所基準の公表等について

- (1) 施設の入所基準は公表するものとする。
- (2) 施設は申込者及び家族から求めがあった場合、記録を開示するものとする。
- (3) 施設は市町又は県から求めがあった場合には、入所に関する記録を提出するものとする。

## 8 適正運用

- (1) 県は、この指針の適正な運用について、施設等に対し必要な助言等を行うものとする。
- (2) 施設は、県及び市町並びに介護支援専門員等との連携に努めるものとする。

## 9 その他

- (1) この指針は平成15年4月1日から適用するものとする。
- (2) この指針は見直す必要が生じた場合には、県、市町及び三重県老人福祉施設協会等による協議により見直しを行うものとする。
- (3) ①この指針は平成17年7月20日に一部改正し、同日適用するものとする。  
②この指針は平成20年4月24日に一部改正し、同年9月1日から適用するものとする。  
③この指針は平成24年8月1日に一部改正し、同日適用するものとする。  
④この指針は平成27年3月4日に一部改正し、同年4月1日以降に入所する入所者の決定から適用するものとする。  
⑤この指針は平成30年4月10日に一部改正し、同年4月1日から適用するものとする。

別表1

ア 本人の状況（要介護度）		
要介護 5	40点	
要介護 4	40点	
要介護 3	20点	
要介護 2	10点	
要介護 1	5点	
認知症、知的障がい・精神障がい等による不適応行動あり（要介護度 1～3の場合のみ加算）※1	10点	
イ 介護の必要性（①と②は重複不可）		
①身体的理由又は認知症、知的障がい・精神障がい等による不適応行動のため在 宅生活を継続することが困難であり、介護保険の居宅サービスの利用（※2） が、要介護 1～5 の利用上限単位数の平均（※3）の		
6割以上	30点	
〃	20点	4割以上 6割未満
〃	10点	4割未満
② 在宅生活が困難なため、当該特養以外の施設（※4）に入所（入院）している	20点	
ウ 家族等介護者の状況		
① 単身	30点	
② 高齢者世帯、介護者が虚弱等	20点	
③ 介護者が就業中・複数の人を介護している等	10点	

※1 「認知症、知的障がい・精神障がい等による不適応行動あり」

自傷行為・夜間せん妄・興奮・大声・奇声・徘徊・攻撃的行為・不潔行為・摂食異常・弄火の問題行動・暴言暴行・昼夜逆転・介護に抵抗等の問題行動が、概ね1週間に1～2回程度以上出現する場合。

※2 「介護保険の居宅サービスの利用」

介護保険の「サービス利用票別表」の居宅サービス（訪問・通所系サービス及び短期入所）の区分支給限度基準内単位数の合計。（原則として、直近3ヶ月の平均）

※3 「要介護度 1～5 の利用上限単位数の平均」

介護保険の居宅サービスの、要介護度 1～5 の区分支給限度基準額（単位）の合計を5で除した数値。

※4 「当該特養以外の施設」

医療機関、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホームをいう（短期入所生活介護・短期入所療養介護は含まない。）。